

市・県民税、所得税

申告受け付けが始まります

市・県民税などの申告手続きを2月17日(月)から受け付けます。申告期限間近になると受け付け窓口が大変混雑します。早めにご手続きをしましょう。

申告の必要な人

■市・県民税の申告

令和2年1月1日現在で、匝瑳市に住所があり、次の①～④のいずれかに当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。申告が必要と思われる人宛てに、1月末に市・県民税申告書を郵送しました。

なお、給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人や、令和元年分所得税の確定申告書を提出した(提出する)人は、申告は不要です。

- ① 令和元年(平成31年)中に所得のあった人
- ② 給与所得者で次のいずれかに当てはまる人
- ・勤務先から匝瑳市へ給与支

払報告書の提出がなかった人

- ・給与所得や退職所得以外の所得額が合計20万円以下の人
- ③ 公的年金所得者で次に当てはまる人

- ・源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人
- ・年金収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が合計20万円以下の人

④ 無収入だった人、または非課税所得のあった人

※令和元年(平成31年)中に、老齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、平成13年4月1日生まれ以前の学生、非課税所得のあった人などは、申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。これは非課税証明書などの発行の基礎資料になります。

■所得税の確定申告

次の①～⑤のいずれかに当てはまる人は、所得税の確定申告が必要です。

- ① 事業所得や不動産所得などがあり、所得額の合計額が控除額の合計額を超える人
- ② 給与収入額が2000万円を超える人、または給与を2か所以上から受けている人
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得額が合計20万円を超える人
- ④ 公的年金の収入額が400万円を超える人、または400万円以下でそれ以外の所得額が合計20万円を超える人
- ⑤ 土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

《還付申告は申告期間前でも可能》

給与所得者や年金所得者などで、源泉徴収された所得税についての住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合は、申告の受け付け開始前でも提出できます。

申告相談を行います

申告書作成のアドバイスを
行う相談会場(5ページ別表)を設けます。

確定申告!!

▶ **提出期間** 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日除く。

▶ **提出場所** 市役所 玄関ロビー(専用窓口)

野栄総合支所

【別表】申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
申告書作成相談会		
2月10日(月)・12日(水) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター 会議室(2階)	市・県民税、所得税(譲渡所得者含む)、 消費税、事業税
税理士による無料申告相談会		
2月10日(月)・12日(水) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター 会議室(2階)	小規模事業者など ※医師、弁護士、譲渡所得者を除く。
申告相談・提出受け付け		
2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日除く。 9時～12時、13時～16時	【相談】市民ふれあいセンター、野栄総合支所 【提出】市役所玄関ロビー、野栄総合支所	市・県民税、所得税 ※原則、譲渡所得者および消費税は除く。
日曜申告相談・提出受け付け		
2月23日(日)、3月8日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター 第3会議室(2階)	市・県民税、所得税 ※原則、譲渡所得者、消費税は除く。

※混雑時は、受け付けを早めに終了する場合があります。また、税務署職員の出張相談はありません。

ふるさと納税に係る指定制度が 施行されました

昨年6月から、一定の基準に適合した都道府県や市町村を「ふるさと納税(特例控除額部分)」の対象として国が指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が施行されました。

指定を受けていない地方団体へのふるさと納税のうち、6月1日以降分の寄附金は特例控除額の対象外となります。なお、所得税の所得控除および個人住民税の基本控除は控除対象です。

対象となる地方団体は、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」でご確認ください。

☎税務課市民税班 ☎73-0087

軽自動車などの廃車・名義変更 は3月31日までに手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、年度途中で廃車などの手続きをしても年税額が掛かります。手続きが必要な人は、3月31日(火)までに届け出をしてください。

盗難に遭った場合でも、警察への盗難届に加えて廃車の手続きが必要です。

◆廃車・名義変更・住所変更などの届け出先

▽125cc以下のバイク、小型特殊自動車

税務課市民税班 ☎73-0087

▽125cc超えのバイク

関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022

▽三輪または四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114

☎税務課市民税班 ☎73-0087

会場へは次の書類などをお持ちください。

- ① 令和元年(平成31年)中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがある人は、売り上げ、仕入れ、経費などを集計した帳簿など)
- ② 医療費を控除する場合は領収書、医療費通知書など
- ③ 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書
- ④ 本人確認書類(個人番号が確認できるものと身元確認ができるもの)
- ⑤ 印鑑

マイナンバーの記載が必要

申告手続きなどには、マイナンバー(個人番号)の記載の他に、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
《本人確認書類の例》

▽マイナンバーカードを持っている人
カード1枚で番号確認書類と身元確認書類を兼ねています。

▽マイナンバーカードを持っていない人
通知カード(番号確認書類)の他に、運転免許証や公的医療保険の被保険者証などの身元確認書類が必要です。

●確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」にて申告書を作成・提出することができます。

●申告に関する問い合わせ先

【所得税、消費税の申告】
銚子税務署

☎0479・22・1571

【市・県民税の申告】

税務課市民税班
☎73・0087